

太子農業振興地域整備計画書

平成26年 月

兵庫県揖保郡太子町

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の構想	1
(2)	農用地区域の設定方針	4
(3)	農業上の土地利用の方向	4
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	土地基盤の整備及び開発の方向	6
2	土地基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
4	他事業との関連	7
第3	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法	8
(1)	中核的農家の農業経営の目標	8
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法	9
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第5	農業従事者の安定的な就業の促進計画	11
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	11
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第6	生活環境施設の整備計画	12
1	生活環境施設の整備の目標・計画	12
2	森林の整備その他林業の振興との関連	12
3	その他の施設の整備に係る事業との関連	12

第7 附 図

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 土地基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（附図4号）
- 4 農村生活環境整備計画図（附図6号）

別記 農用地利用計画	13
1 農用地区域	13
(1) 現況農用地等に係る農用地区域	13
(2) 現況森林、原野等に係る農用地区域	32
2 用途区分	33

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の構想

① 地域の位置及び範囲

太子町は、兵庫県の南西部、北緯34度50分、東経134度35分のあたりに位置し、東及び西は姫路市、北と西はたつの市に接している。

東西約6.4km、南北約3.7km、町の総面積約22.62km²である。

現在の町域は、昭和26年に斑鳩町、石海村、太田村が合併し、太子町となり、昭和30年に龍田村と合併し現在の姿となっている。

(図-1参照)



図-1 太子町位置図

② 自然条件

本町は、一級河川揖保川河口部に拓ける平坦な地域で、林田川、大津茂川が流下している。気候は、瀬戸内海式気候地帯に属し、近年の平均気温は16℃、年間降水量は1,038.5mmである。年間を通して比較的温暖な気候であり、災害の度合いも低く、農作物の育成に適した地域である。



図-2 太子町域

③ 土地利用の現況

本町は、条里制遺構の残る平坦な地域であり、住宅等の市街化区域が約40%占め、農地（675ha、30%）と山林（648ha、29%）である。また、農地は、左記のうち147ha（6%）が市街化区域内に存在している。農業は水稻を主体とし、裏作は麦・野菜等が栽培されている。

④ 地域の人口及び産業の将来の見通し

（ア）人口

わが国では、平成17年に人口減少局面に入り、今後は一層少子高齢化が進行し人口減少社会の到来が予測されている。現在の本町では、高齢人口が県内市町で4番目に低く、15歳人口も増加している。しかし、本町の将来人口を推計すると、総人口は、平成17年以降も微増してきた。平成22年、平成23年においても34,244人、34,434人と微増している。しかし今後は、減少傾向に転ずることも考えられるが、JR網干駅前の土地区画整理事業に伴う人口増も予測される。平成32年に高齢人口割合が全国平均とほぼ同じ27%になり、平成23年人口より約6.5%減少し、約32,200人となり、少子高齢化が進行していく見込みである。

（イ）商工業

本町の産業として、商工業の面からみると、姫路市に隣接する本町は、国道179号を中心に、商業施設や沿道サービス業店舗が多く立地している。消費者の購買動向は、沿道商店や姫路市等の郊外型総合商業施設での購買に変化しており、町内小売業の商店数及び従業者数は平成14年をピークに減少している（平成19年商業統計）。しかし、鵜新町交差点周辺の近隣商業地域では閉店する店舗が増えており、JR網干駅の周辺地区でも、大型商業店舗が閉店し、小売店舗の集積度も高くない状況にある。全体としてみると、地域に根ざした商業が確立され、まちのにぎわいの源となっている。また住環境と調和した、快適な商業環境が構築されている。このため、商工会と連携して商店業主に対する経営支援を行い、商品やサービスの提供だけでなく、人と人の交流の拠点、にぎわいの源となる地域商業の活性化を図る。また商品の開発を支援し、新たな「太子町ブランド」を創出する。大規模店舗については、住環境との調和に配慮した誘導を行い、快適でにぎわいのある商業環境を構築する。多様化する消費者問題に的確に対応するため、県と連携して相談体制の充実、啓発活動に努めるとともに、消費者個人や関係団体が取り組む主体的な活動を支援することが重要視されている。

（ウ）農業

本町農業の現況は、耕地面積規模が0.5ha未満の小規模な個人経営による兼業農家が大半を占めている。農業経営者の平均年齢は64.7歳で高齢化が進む中（2005年農業センサス）、農業後継者不足、耕作放棄地の増加など、遊休化が進行している。一方、都市近郊に位置する立地条件の良さは、高付加価値型農業の推進や、都市住民との交流事業を行うにあたっての利点となっている。そこで、農業経営の安定、効率化を推進するとともに、販路の拡大等を図り、農業を持続可能で魅力ある産業とし、新たな農業経営の担い手を確保、育成することが重要となっている。また、都市近郊に位置する本町の特性を生かし、野菜や園芸作物の生産など高付加価値型農業を推進すること。また、都市と農業集落の交流や食育等において、農地、農業集落を多目的に活用し、遊休農地の解消、農業集落の活性化を図る。さらに優良農地の保全、集積を

推進し、食への不安を解消し、食と農を通じて生産者と消費者の密接な関係を構築するとともに、地域の農産物への理解を深め、一層の地産地消を推進することとしている。このため、生産基盤はもとより地域住民の生活環境の整備を図るとともに、親水、修景機能の確保や、自然生態系の保全に配慮した農地、水路等の整備をし、美しい景観を形成するための農村整備を目指すことが重要となっている。

⑤主な用途間の移動構想

太子町における、平成21年から25年の4年間の農地の用途間の移動状況から、目標年である平成32年における農用地、農業用施設用地、森林原野、住宅地、工場用地、その他の用途間の移動構想を表-1に示した。

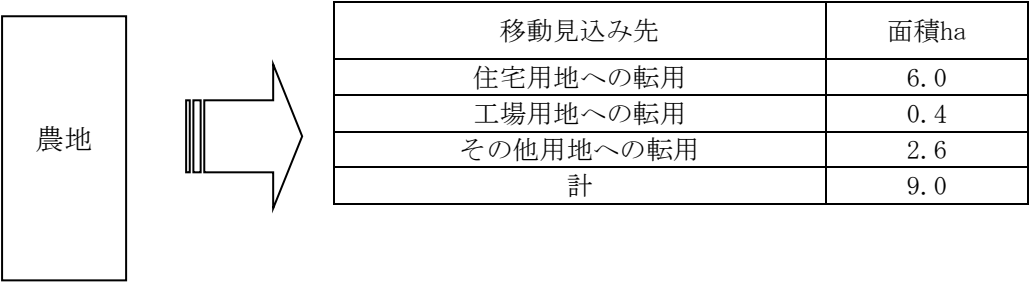


表-1 主な用途間の移動構想 単位ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (25年)	528	50.2	1	0.1	()	()	175	16.6			348	33.1	1,052	100.0
目標	519	49.3	1	0.1	()	()	181	17.2			351	33.4	1,052	100.0
増減	△9						6				3			

(2) 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地528haの内、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地(245ha)を除いて283haの農用地を設定する。

(ア) 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

表-2 地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位 置 (集落名等)	面 積			備 考
		農 用 地	森林その他	計	
―該 当 な し―	―	―	―	―	―

(イ) 集落土地利用構想の集落居住区域の農用地 80ha

(ウ) 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地 57ha

a 老原集落の字了源寺山の区域内にある農用地1ha

b 下阿曾・佐用岡（西部）の区域内にある農用地56ha

(エ) その他 108ha

a 道路沿線市街地として開発が進みつつある99ha

b 国、地方公共団体の具体的計画において、団地として決定されている土地9ha

② 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

(ア) 集落地域内に介在する農用地について、下記のとおり農業用施設用地として設定する。

a 該当集落数51集落 該当農用地面積約1ha

③ 現況森林、原野等についての農用地

「該当なし」

(3) 農業上の土地利用の方向

① 農用地等利用の方針

太子町の自然的、経済的条件の中で農用地の利用方針は、すでに開発された地域の全面的なほ場整備は困難であるが地域営農又は機械の共同利用システムの確立により、小規模土地基盤整備を行い、米を中心として麦、野菜等の複合経営を推進し、農業経営の確立を図る。

地区ごとの利用区分については、太田及び龍田地区については、米を主体に麦、大豆、野菜の栽培を推進するが、一部の湿田地域については暗渠排水を施工し、麦等の作付けが可能な水田に復元する。

表-3 農用地の利用方針

(単位：ha)

区分 地区名	農業振興地域内農地			採草放牧地			混牧林地			農業施設用地			計			森林原野	備考
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	
太田	31	31	0										31	31	0		
龍田	83	83	0										83	83	0		
斑鳩	22	22	0										22	22	0		
石海	147	147	0							1	1	0	148	148	0		
計	283	283	0							1	1	0	284	284	0		

② 用途区分の構想

(ア) 太田地区 31ha(うち田31ha)

- a 太田-1地区は、ほ場整備が完了した原地区を中心に、農村活性化住環境整備事業を実施しており、農地の有効利用を図るとともに、水と緑をふんだんに取り入れた田園居住空間を創出したい。
- b 沼田・北村地区の松ケ下～国道線の沿線の平坦部農地については、おおむね一連の団地を形成していることから、今後も田としての利用を進める。

(イ) 龍田地区 83ha(うち田80ha、畑3ha)

- a 上太田地区の天津茂川を挟んで東部及び西部については、一連の団地性を形成していることから、ほ場整備により田としての利用を進める。
- b 松尾・広坂地区は、一連の団地性と比較的ほ場の整ったものが多いが、姫路市太市、丸山地区と併せてほ場整備の計画があり、今後も田として利用を進める。
- c 平方・松田地区については、一連の団地性を形成しており、ほ場整備により今後も田としての利用を進める。

(ウ) 斑鳩地区 22ha(うち田20ha、畑2ha)

- a 阿曾については、今後農道及び用水路の整備を図り、田、一部畑として使用する。

(エ) 石海地区 148ha(うち田132ha、畑15ha、農業施設用地1ha)

- a 石海-1地区(老原、常全、宮本)については、農村活性化住環境整備事業を推進するとともに、地区全体にわたりほ場整備により田としての利用を進める。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 土地基盤の整備及び開発の方向

太子町の既存農用地528haに拓ける農村の多くは、農家と非農家が混住化し、農地の虫くいの宅地化が進行しており、農業生産環境にも深刻な問題が生じ、居住環境も悪化している。

よって、今後において「ほ場整備による住みやすい村づくり事業」の実施を契機にして、秩序ある土地利用計画を進めていく必要がある。すなわち、将来的に虫食いの農地転用の進行がなく、生産活動が安心して続けられる保全対象農地、将来宅地化等を想定した暫定農地、そして建物等の連担農地で宅地化のやむを得ない農地の3区分により、事前に計画された場所に農地転用を認める事によって、ほ場整備事業で整備された優良農地を保全しなければならない。

それらの土地利用計画は、その農村の将来の在り方に大きな影響を及ぼすため、地元住民一人一人が自分たちの農村に現在何があり何が欠けているかを整理するため、アンケート調査等を実施しながら、時間をかけ、住民手づくりの具体的な計画を作成する。

しかしながら、初めから全ての農村に、それらを求めても住民の方々が困惑するため、最終的に太子町の農村全体の居住環境を改善し、効率的な農業経営組織を確立するために、まず農地の多い太田、龍田、石海、斑鳩地区で1箇所ずつのほ場整備による住みやすい村づくりのモデルとなる誘導拠点をつくり、目に見える形でPRを図る事により、全町的に前述の事業の導入を行うこととした。平成元年より太田-1（原）地区にて啓蒙活動に入り、平成15年度に完了した。平成3年より龍田-1, 2太田-2（沼田・王子・上太田）地区の啓蒙活動に入り事業展開をしている。

今後は、斑鳩地区の整備および龍田-1, 2, 太田-2（上太田、王子、沼田）地区の整備が軌道に乗り次第、龍田-2地区と龍田-2, 3地区に事業啓発を行い、引き続き石海-1地区にも展開していく。

- (1) 太田地区は原を中心に、太田-1地区として農村活性化住環境整備事業が実施された。
- (2) 龍田地区は、沼田・王子・上太田を龍田-1, 2太田-2地区、広坂・松尾・鶴飼を龍田-2地区、平方・柳・助久・松田を龍田-2, 3地区として、農村活性化住環境整備事業を実施する。
- (3) 斑鳩地区は阿曾を中心に農村活性化住環境整備事業を実施する。
- (4) 石海地区は、老原・常全・宮本および福地・船代を石海-1地区、岩見構・吉福を石海-2地区として、農村活性化住環境整備事業を実施する。
- (5) 太田地区の北村、石海地区の蓮常寺・竹広・米田・沖代等については、(1)・(2)・(3)・(4)の農村活性化住環境整備事業を先行し、随時事業展開を図る。

2 土地基盤整備開発計画

表-4 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	事業の範囲		地区名	備考	附図2号 対図番号
		対象集落	面積(ha)			
農村総合環境整備事業	農村活性化住環境整備事業	阿曾	20	斑鳩	団体営	①
〃	〃	上太田・王子・沼田	30	龍田-1, 2 太田-2	〃	②
〃	〃	広坂・松尾・鵜飼	50	龍田-2	〃	③
〃	〃	平方・柳・助久・松田	40	龍田-2, 3	〃	④
〃	〃	老原・常全・宮本	50	石海-1	〃	⑤
〃	〃	福地・船代	40	石海-1	〃	⑥
〃	〃	岩見構・吉福	40	石海-2	〃	⑦

3 森林の整備その他林業の振興との関連

「該当なし」

4 他事業との関連

特になし。

第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の促進計画の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法

(1) 中核的農家の農業経営の目標

本町における中核的農家は、34農家を有しているが、高齢化が進んでいる現状化にあり、受託面積も年々減少している状況にあるが、一部集落内において熟年者による共同受託作業を実施している集落があり、今後は集落営農とあわせ推進を図り、地域農業集団による基幹作業の共同化による生産性の高い農業経営の確立を図る。

表-5 中核農家の農業経営目標

	営農類型	目 標 規 模 及 び 作 物 構 成	戸数(経営体系)	流動化目標面積
個 別 経 営 体	露 地 野 菜 ＋ 水 稻	キャベツ（10月～12月どり） 2.0ha キャベツ（4月～6月どり） 2.0ha 水稲 6.0ha 〈経営面積〉 8.0ha	5	37ha
	水 稻 ＋ 小 麦 ＋ 施設果樹 ＋ 作業委託	水稲 7.5ha 小麦 5.0ha 施設（ハウス）いちじく 0.2ha 作業委託（延） 30.0ha 〈経営面積〉 10.0ha	2	18ha
	露 地 野 菜	ブロッコリー 2.0ha キャベツ 1.5ha スイートコーン 1.0ha 〈経営面積〉 3.5ha	2	6ha
組 織 経 営 体	水 稻 ＋ 小 麦	水稲（早期） 7.0ha 水稲（普通期） 8.0ha 小麦 12.0ha 〈経営面積〉 20.0ha	4	80ha

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法

本町は、立地的に他産業への就業機会に恵まれ、第2・3種兼業農家が90%以上を占め、今後離農化がますます増大すると予想され、この対応として集落における農作業の共同化、農地の権利移動の円滑により面的集積を積極的に推進し、農業経営の規模拡大と生産性の向上を図り、中核農家の育成を推進する。

なお、各地区についても同様である。

表-6 農用地の総合的利用計画

	農用地等の流動化	農作業の受委託		農作業の共同化	耕地利用率	裏作導入
	ha	戸	ha	組織、戸	%	ha
現在(25年)	42.0	118	83	3	82	麦・大豆 5
28年	45.0	150	110	10	80	〃 10
30年	60.0	160	115	15	100	〃 10

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

太子町は、兵庫西農業協同組合、龍野農業改良普及センター等と相互連携下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を育成することが必要である。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して濃密な指導体制が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について検討を行うこと等により、個人及び集落の農業経営改善計画が自主的に相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している太子町農業委員会を核とした農地情報登録制度（農地バンク）を一層推進し、農地流動化推進員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の速やかな把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、既にある岩見構下地区農用地利用改善組合・原営農組合で行われている集団的土地利用を模範としつつ、このような土地利用調整をほ場整備事業と併せて全町に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、兵庫西農業協同組合、揖龍機械銀行と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、龍野農業改良普及センターの指導により、レンタルハウスの増設、水稻品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と第1種兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源を保全し、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、第2種兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、経営改善支援センターが核となり、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 水稻

今後の稲作の基本方向は、機械化体系による省力化及び組織化による生産性の高い稲作経営の確立と消費者ニーズにあった良質米の生産の推進が必要である。このため土地基盤整備を強力に推進し、併せて集落営農方式を導入し、また、兵庫西農業協同組合の現有農機具を活用し、生産から出荷までの一元化を図る。

(2) 麦・大豆

平成元年度の麦作面積は約100haあったが、その年を境に年々減少となり、現在では約10ha程度の作付状況となっている。

麦の民間流通に伴い価格の低迷が予想されるが、自給率向上のため関係機関との連携を図りながら作付け面積の拡大を図る。

大豆については、平成元年度作付面積は22haあったが、現在では4ha程度の作付状況となっている。その原因としては、作業の繁雑が予想されるため、今後については、兵庫西農業協同組合等と連携を図りながら、収穫量の増大を図る。

(3) 野菜

転作による家庭菜園が主であり出荷まで至っていないが、今後、都市近郊型農業と位置づけし、転作田を貸農園としての活用し、また、ふれあい農園の普及を図るとともに、太子夕市の確立により需要野菜の作付けを推進する。

(4) 果樹

朝どり出荷の太子いちじくは、特産品として確立されつつあるが、栽培農家が高齢化しているた

め若い後継者を育成し、今後さらに植栽培を推進し、将来、5haの栽培面積を確保し、都市近郊型農業として付加価値の高い農業経営の推進を図る。

2 農業近代化施設整備計画

表-7 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受 益 の 範 囲			利用組織	附図4号 対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
共同栽培 管理施設 (稲作、麦作、大豆)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	斑鳩	20	60	集団組織	①	
共同栽培 管理施設 (稲作、麦作)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	太田-1	20	60	〃	②	
共同栽培 管理施設 (稲作、麦作)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 3台	龍田-1	25	60	〃	③	
共同栽培 管理施設 (稲作、麦作)	田植機 4台 コンバイン 3台 トラクター 2台	石海-2	20	50	〃	④	

※ トラクター43馬力 水田 10ha／1台
乗用田植機 水田 6ha／1台 5条植
コンバイン 水田 7ha／1台 3条刈
(特定高性能農業機械導入計画より)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

第2・3種兼業農家が90%を越える農業従事者は、西播磨工業地帯または地元産業への従事者で占め、他産業への就業は安定しているといえるが、不況等により、現在は非常に不安定な状況下であり、今後、不況対策等積極的に推進し就業の安定を図る必要がある。特に、工業団地の建設等により、地域内就業の確立を図る。

表-8 農業従事者の安定的就業促進計画

区 分		男	女	計
I	II			
恒 常 的 勤 務		7 2 3	3 9 0	1, 1 1 3
自 営 業		9 0	4 1	1 3 1
出 稼 ぎ		2	0	2
日雇・臨時雇		1 4	1 9	3 3
合 計		8 2 9	4 5 0	1, 2 7 9

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

営農組合の組織化、また集落営農による農作業の共同化を推進し、各集落における実態を考慮しつつ、熟年農業者を中心とした共同受託作業とあわせ、中核農業への農地の集積を図り、兵庫西農業協同組合によるライスセンターの設置により、基幹受託農作業の確立を図り、農作業の省力化により農業従事者の就業の安定を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標・計画

原地区は、平成15年度に農村活性化住環境整備事業により、ほ場整備・交流センター・農村公園並びに用排水路の整備が完了している。耕地は、汎用化され、基幹作物である水稻の他、野菜栽培も盛んに行われ、土地の有効利用が図られていることから、農業は、近代化し生産性は向上しているところである。また、農村集落部の生活排水は流域下水道として管路、污水处理施設とも整備済で、太子町全体の生活排水処理の普及率は平成23年末で99.9%となっている。（附図6号）

2 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

3 その他の施設の整備に係る事業との関連

都市下水事業の進捗状況に合わせ推進を図る。

第 7 附 図（別添）

- 1 土地利用計画図（附図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（附図 4 号）
- 4 生活環境施設整備計画図（附図 6 号）